

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物製造所等の緊急使用停止命令
概要	市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の所有者、管理者又は占有者に対して、当該製造所等の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の3第1項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第12条の3第1項 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	